

山口県報

令和2年
3月17日
(火曜日)

目次

○条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例……………一

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例……………二

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例……………三

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例……………四

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例……………四



知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県条例第一号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事、委員会の委員、委員又は

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県動物愛護管理員条例……………九

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………九

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一四

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………一五

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………一五

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一六

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………一七

山口県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………一八

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例……………二四

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例……………二五

下関漁港管理条例及び山口県漁港管理条例の一部を改正する条例……………二九

山口県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………三〇

山口県監査委員条例及び山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………三二

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………三二

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………三三

山口県学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………三四

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………三五

山口県卸売市場審議会条例及び山口県卸売市場条例を廃止する条例……………三五

職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

（知事等の損害賠償責任の一部免責）

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業管理者 二

ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 一

二 地方警務官 地方自治法施行令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ 警察本部長以外の地方警務官 一

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二号

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三号

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四号

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十八条の五第一項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において「無料低額宿泊所」とは、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を主たる目的として行う施設であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数のうちに生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の占める割合がおおむね五十パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数のうちに被保護者の数の占める割合がおおむね五十パーセント以上であり、かつ、利用料（居室の使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスの提供を行うこと（人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する事業者がサービスの提供を行う場合を含む。）。

二 居室の使用料が無料又は生活保護法第八条第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第一項第三号に掲げる住宅扶助に係るものに限る。）に基づき算定した額以下の額であること。

（一般原則）

第三条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスの提供を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、無料低額宿泊所が一時的な居住の場所であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

6 無料低額宿泊所の構造設備には、日照、採光、換気その他入居者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。
(規模)

第四条 無料低額宿泊所は、五人以上の入居させることができる規模を有しなければならない。
(設備)

第五条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室及び洗濯室又は洗濯場(以下「居室等」という。)を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、居室等の一部を設けないことができる。

4 無料低額宿泊所は、必要に応じ、共用室、相談室、食堂その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

5 第三項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

6 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第六条 無料低額宿泊所には、施設長及び規則で定める員数の職員を置かなければならない。

(施設長等の資格)

第七条 施設長は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業又はこれに類する事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員が法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者となるよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同

号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者を職員（施設長を含む。以下同じ。）その他の当該無料低額宿泊所の運営に携わる者としてはならない。

（非常災害対策）

第八条 無料低額宿泊所は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入居者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入居者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入居者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難、消火及び救出の訓練は、一年に一回以上行わなければならない。

5 無料低額宿泊所は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

（重要事項の説明等）

第九条 無料低額宿泊所は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ書面により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約の締結に際し、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。当該契約を更新するときも、同様とする。

（衛生管理等）

第十条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、感染症、食中毒又は害虫の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密を守る義務）

第十一条 無料低額宿泊所の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十二条 無料低額宿泊所は、入居者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故の防止等)

第十三条 無料低額宿泊所は、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第十四条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営を行う附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。この場合において、本体施設及びサテライト型住居の入居定員の合計は、規則で定める人数以下でなければならない。

2 サテライト型住居は、本体施設と一体的にサービスの提供を行うことができる位置に設置する等入居者に対するサービスの提供に支障がないものとしなければならない。

3 第五条第二項から第四項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

4 前三項に規定するもののほか、サテライト型住居の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

(規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

山口県動物愛護管理員条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第六号

山口県動物愛護管理員条例

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十七条の三第一項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第七号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。
別表第一号の五中「宇部市」の下に「、山口市」を加え、同表第三号の次に次のように加える。

三の二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（主たる事務所及びその他の事務

周南市

所が一の市町の区域内のみにある特定非営利活動法人に係るものに限る。）

イ 法第十条第一項の認証をすること。

ロ 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をし、及び同項の規定により縦覧に供すること。

ハ 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知をすること。

ニ 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

ホ 法第十三条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消しをすること。

ヘ 法第十七条の三の規定による選任をすること。

ト 法第十七条の四の規定による選任をすること。

チ 法第十八条第三号の規定による報告を受けること。

リ 法第二十三条第一項の規定による届出を受理すること。

ヌ 法第二十五条第三項の認証をすること。

ル 法第二十五条第六項の規定による届出を受理すること。

ヲ 法第二十五条第七項の規定による書類を受理すること。

ワ 法第二十九条の規定による書類を受理すること。

カ 法第三十条の規定により閲覧に供し、又は謄写をさせること。

ヨ 法第三十一条第二項の認証をすること。

タ 法第三十一条第四項の規定による届出を受理すること。

<p>レ 法第三十一条の八の規定による届出を受理すること。</p> <p>ソ 法第三十二条第二項の認証をすること。</p> <p>ツ 法第三十二条の二第三項の規定による意見を述べ、又は囑託を受けること。</p> <p>ネ 法第三十二条の二第四項の規定による意見を述べること。</p> <p>ナ 法第三十二条の三の規定による届出を受理すること。</p> <p>ラ 法第三十四条第三項の認証をすること。</p> <p>ム 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>ウ 法第四十二条の規定による命令をすること。</p> <p>エ 法第四十三条第一項の規定による認証の取消しをすること。</p> <p>オ 法第四十三条第二項の規定による認証の取消しをすること。</p> <p>カ 法第四十三条第四項の規定による交付をすること。</p> <p>ク 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取をすること。</p> <p>コ 法第四十三条の三（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取をすること。</p> <p>マ 法第七十三条の規定により照会し、又は協力を求めること。</p>	
---	--

別表第七号の二中ヨを削り、カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第二十一条の五第二項の規定による届出を受理すること。

別表第七号の二エ中「コ」を「メ」に改め、同号中エをミとし、オからコまでをエからメまでとし、エの前に次のように加える。

コ 法第二十五条第五項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。

別表第七号の二ノ中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同号ノを同号フとし、同号キ中「第二十五条第二項」を「第二

十五条第三項」に改め、同号キを同号ケとし、同号ウ中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、同号中ウをマとし、マの前に次のように加える。

ヤ 法第二十五条第一項の指導又は助言をすること。

別表第七号の二中ムをクとし、ラをオとし、同号ナ中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同号中ナをノとし、ノの前に次のように加える。

ム 法第二十四条の二第一項の規定による勧告をすること。

ウ 法第二十四条の二第二項の規定による命令をすること。

エ 法第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。

別表第七号の二ネ中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号ネを同号ラとし、同号ツ中「第二十三条第三項（法第二十四条の四）」を「第二十三条第四項（法第二十四条の四第一項）」に改め、同号中ツをナとし、ナの前に次のように加える。

ネ 法第二十三条第三項の規定による公表をすること。

別表第七号の二中ソをツとし、レをソとし、同号タ中「第二十二条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、同号中タをレとし、ヨの次に次のように加える。

タ 法第二十二条第四項の規定による委託をすること。

別表第十一号の三中ソをムとし、レをラとし、ラの前に次のように加える。

ツ 法第十二号の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による協議（特定行政庁の権限に係るものを除く。）を受けらるること。

ネ 法第四十九条第一項の規定による作成をすること。

ナ 法第四十九条第二項の規定により提供を求めること。

別表第十一号の三中タをソとし、ヨからヨまでをカからレまでとし、同号ル中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同号中ルをワとし、ヌの次に次のように加える。

ル 法第十一条の二第二項の規定による届出を受理すること。

ヲ 法第十一条の二第二項の規定による届出を受理すること。

別表第十一号の三に次のように加える。

ウ 法附則第十一条第一項の助言又は指導をすること。

中 法附則第十一条第二項の規定による勧告をすること。

ノ 法附則第十一条第三項の規定による命令をすること。

別表第十四号の二中「下関市、宇部市、山口市、萩市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、田布施町、平生町及び阿武町」を「各市町」に改め、同表第十八号の十三中「宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町及び阿武町」を「各市町」に改め、同表第十八号の十四中「宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町及び阿武町」を「各市町」に改め、同表第十八号の十七を第十八号の十八とし、第十八号の十六の次に次のように加える。

<p>十八の十七 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四条第一項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第四条第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ハ 法附則第二条第一項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ニ 法附則第二条第二項の規定による届出を受理すること。</p>	<p>周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町及び各市</p>
---	-----------------------------------

別表第二十六号の三中ウをオとし、レからムまでをソからウまでとし、タの次に次のように加える。

レ 条例第十三条の二第三項の規定による報告を受けること。

別表第二十六号の三中「下松市」の下に「、岩国市」を加え、同表第三十五号二中「ハ」を「ニ」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく事務に係る書類のうち規則で定めるもの

周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町及び各市

第二条 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十六号の三中キをノとし、ワからウまでをカからキまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 条例第六条第五項の許可をすること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山口県の事務処理の特例に関する条例別表第七号の二の改正規定 令和二年六月一日

二 第一条中山口県の事務処理の特例に関する条例別表第二十六号の三の改正規定及び附則第三項の規定 令和二年十月一日

三 第二条の規定 令和三年十月一日

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の上欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表中十九の項を削り、十九の二の項を十九の項とする。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第八号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第九号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号口中「もの」の下に「（ハにおいて「家畜伝染病」という。）」を加え、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務（ロの業務を除く。）で人事委員会が定めるもの
第十条第二項第一号中「又はホ」を「、ホ又はへ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の十七中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「」第三条第一項を「」第六条第一項に改める。

附則第十八条中「令和三年一月三十一日」を「令和八年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十一号

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例（平成十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年度」を「令和六年度」に改める。

第三条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「平成三十一年度」を「令和五年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第十二号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表十八の項中「（厚生労働大臣が行う登録に係るものにあつては、二万七百元）」、「（厚生労働大臣が行う登録の更新に係るものにあつては、六千八百円）」及び「（厚生労働大臣が行う登録の変更に係るものにあつては、三千二百円）」を削り、「販売業の登録票」を「製造業、輸入業又は販売業の登録票」に改め、別表第一の7の表五の項中

荷さばき所	重量十キログラムにつき	九十六銭
-------	-------------	------

を

荷さばき所	重量十キログラムにつき	九十六銭
製氷施設	製氷量一トンにつき	千三百四十円

に、「千三百四十円」を「千四百八十六円」に改め、

同表二十六の項牛過排卵処理手数料に関する部分を次のように改める。

牛過排卵処理手数料	ホルモン製剤を数回に分けて投与するもの	一頭につき	一万四千四百三十円
	その他のもの	一頭につき	一万八千二百二十円

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の7の表二十六の項牛過排卵処理手数料に関する部分の改正規定 公布の日

- 二 別表第一の7の表五の項の改正規定（「千三百四十円」を「千四百八十六円」に改める部分に限る。） 令和二年三月二十六日
- 三 別表第一の7の表五の項の改正規定（「千三百四十円」を「千四百八十六円」に改める部分を除く。） 公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十三号

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山口県道路占用料徴収条例（昭和二十九年山口県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
別表の備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件						占 用 料		
						甲 地	乙 地	丙 地
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	年一本につき一	五二〇円	四二〇円	三八〇円
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱		七九〇円	六五〇円	五八〇円
第一種電話柱	第二種電話柱					一、一〇〇円	八八〇円	七八〇円
						四六〇円	三八〇円	三四〇円
						七三〇円	六一〇円	五四〇円

法第三十 二条第一 項第一号 に掲げる 工に用い る物																				
第三種電話柱			その他の柱類		共架電線その他上空に設ける線類		地下に設ける電線その他の線類		路上に設ける変圧器		地下に設ける変圧器		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所		郵便差出箱及び信書便差出箱		広告塔		その他のもの	
一、〇〇〇円			四六円		五円		三円		四五〇円		二七〇円		九一〇円		三八〇円		一、九〇〇円		九一〇円	
八三〇円			三八円		四円		二元		三七〇円		二三〇円		七六〇円		三二〇円		九六〇円		七六〇円	
七四〇円			三四円		三元		二元		三三〇円		二〇〇円		六八〇円		二八〇円		六七〇円		六八〇円	
長さ一メー ルにつき一 年			占用面積一 平方メー トルにつ き一年		占用面積一 平方メー トルにつ き一年		占用面積一 平方メー トルにつ き一年		占用面積一 平方メー トルにつ き一年		占用面積一 平方メー トルにつ き一年		占用面積一 平方メー トルにつ き一年		占用面積一 平方メー トルにつ き一年		占用面積一 平方メー トルにつ き一年		占用面積一 平方メー トルにつ き一年	
一、〇〇〇円			四六円		五円		三円		四五〇円		二七〇円		九一〇円		三八〇円		一、九〇〇円		九一〇円	
八三〇円			三八円		四円		二元		三七〇円		二三〇円		七六〇円		三二〇円		九六〇円		七六〇円	
七四〇円			三四円		三元		二元		三三〇円		二〇〇円		六八〇円		二八〇円		六七〇円		六八〇円	

法第三十 二条第一 項第六号	法第三十 二条第一 項第五号 に掲げる 施設					法第三十二 条第一項 第三号及 び第四号 に掲げる 施設	法第三十 二条第一 項第二号 に掲げる 物件						
	地下街及 び地下室	階数が三 以上のもの	階数が二 のもの	階数が一 のもの	上空に設 ける通路		地下に設 ける通路	その他の もの	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	外径が一 メートル 以上のもの	外径が〇 ・七メー トル以上 一メーテ ル未満の もの	外径が〇 ・四メー トル以上 〇・七メ ートル未 満のもの	外径が〇 ・三メー トル以上 〇・四メ ートル未 満のもの
占面積一 平方メー トルに平 つき一日	占面積一 平方メー トルに平 つき一年						長さ一メ ートルに つき一年						
一九円	九一〇円	五六〇円	九三〇円	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	九一〇円	五五〇円	二七〇円	一九〇円	一一〇円	八二円	五五円
一〇円	七六〇円	二九〇円	四八〇円	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額			七六〇円	四五〇円	二三〇円	一六〇円	九一元	六八円	四五円
七円	六八〇円	二〇〇円	三三〇円				六八〇円	四一〇円	二〇〇円	一四〇円	八一円	六一円	四一元

令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	道 路 法 十 七 令 七 十 七 号 以 下 の 標 識 等 掲 げ る 物 件 (昭 和 二 年 政 令 第 七 十 七 号)										施 設 掲 げ る 其 他 の 物 品
		アーチ		幕 (令 第 七 条 第 四 号) に 掲 げ る 工 事 用 の 施 設 物 (除 く)		旗 ざ お		標 識	看 板 (アーチ 等) の 除 外		その他	
その他		車道横断		祭礼等		その他			その他			その他
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	占用面積一平方メートルにつき一年	一基につき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	一本につき一月	一本につき一日	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一月	占用面積一平方メートルにつき一月		
	九一〇円	九三〇円	一九〇円	一九円	一九〇円	一九円	七三〇円	一九〇〇円	一九〇円	一九〇円		
	七六〇円	四八〇円	九六〇円	一〇円	九六円	一〇円	六一〇円	九六〇円	九六円	九六円		
	六八〇円	三三〇円	六七〇円	六七円	六七円	七円	五四〇円	六七〇円	六七円	六七円		

令第七号に掲げる自動車駐車施設		令第七号に掲げる施設		令第七号に掲げる施設					令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	
その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	
					階数が三以上のもの	階数が二のもの					階数が一のもの
占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年	
Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額
二を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	六を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額
三を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	三を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	九を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
六を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	六を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	三を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額
一九〇円	九六円	九六円	九六円	九六円	九六円	九六円	九六円	九六円	九六円	九六円	九六円
九六円	七六円	七六円	七六円	七六円	七六円	七六円	七六円	七六円	七六円	七六円	七六円
六八円	六八円	六八円	六八円	六八円	六八円	六八円	六八円	六八円	六八円	六八円	六八円

令第七条 第十三号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	令第七条第十二号に掲げる器具	令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	場
							た額
その他のもの	上空に設けるもの	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	た額
その他のもの	上空に設けるもの	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	た額
その他のもの	上空に設けるもの	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項又は第三項の許可を受けて設置されている同法第三十九条の八に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第一項の規定により算定した占用料の額(以下「新占用料額」という。)が改正前の山口県道路占用料徴収条例第二条第一項の規定により算定した占用料の額に百分の百二十を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第二条第一項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に

定めることができる。

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十四号

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例（平成十二年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条の規定に基づき、同条に規定する営業の施設についての公衆衛生の見地から必要な基準（以下「営業施設の基準」という。）を定めるものとする。

第二条を削る。

第三条第一項第一号中「別表第二」を「別表第一」に改め、同項第二号中「別表第三」を「別表第二」に改め、同項第三号中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条を第二条とする。

別表第一を削る。

別表第二の一の表一の項第一号口中「作業場」を「調理場、製造場、販売所等（以下「作業場」と総称する。）」に改め、同表三の項第一号イ中「保健所等」を「保健所若しくは規則で定める検査機関（以下「保健所等」という。）」に改め、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

別表第四の二の表三の項第五号口中「塵埃」を「じんあい塵埃」に改め、別表第四を別表第三とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例第二条及び別表第一の規定は、この条例の施行の日から起算して一年間は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第五条に規定する同法第一条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十条第二項の規定により定められた基準として、なおその効力を有する。

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十五号

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例

下関漁港地方卸売市場条例（昭和四十八年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の二」に改め、「第四章 物品の品質管理の方法（第三十条の二）」を削り、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に、「第七章」を「第六章」に改める。

第五条第二項中「卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第五十八条第一項」を「第六条の二」に改める。

第六条の次に次の七条を加える。

（卸売業務の許可）

第六条の二 地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第六条の三 知事は、前条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

一 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

二 申請者が、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者であるとき。

三 申請者が次条又は第四十条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

五 申請者が法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるものであるとき。

六 申請者が暴力団員等を地方卸売市場における卸売の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。

七 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であるとき。

八 申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認められるとき。

（許可の取消し）

第六条の四 知事は、卸売業者が前条各号（第三号及び第八号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき又はその業務を行うのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消さなければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第六条の五 卸売業者が事業（第六条の二の許可に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（地方卸売市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 第六条の三の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。

（相続）

第六条の六 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の第六条の二の許可に係る業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行つていた当該業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、知事の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日

までの間は、被相続人に対してした第六条の二の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第六条の三及び前条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(廃止等の届出)

第六条の七 卸売業者は、地方卸売市場における卸売の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
(許可証の交付等)

第六条の八 知事は、第六条の二の許可をしたときは、卸売業者に対し、許可証を交付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の許可証を地方卸売市場の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

第七条の見出し中「届出」を「資格等」に改め、同条中「地方卸売市場において行なう卸売の」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

卸売業者が地方卸売市場において行なう卸売のせり人(以下単に「せり人」という。)は、せりを行うのに必要な経験及び能力を有する者であつて、規則で定める要件を備えるものでなければならない。

第八条中「前条の規定による届出に係る」を削る。

第十条第一項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 申請者が暴力団員等であるとき。

第十条第一項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 申請者が暴力団員等を地方卸売市場における買受人の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。

七 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であるとき。

第十一条第一項中「前条第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号のいずれかに規定する者」を「前条第一項各号(第三号及び第八号を

除く。)のいずれか」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十六条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、地方卸売市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の地方卸売市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第十七条を次のように改める。

(売買取引の条件の公表)

第十七条 卸売業者は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 営業日及び営業時間

二 取扱品目

三 生鮮水産物等の引渡しの方法

四 委託手数料その他の生鮮水産物等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額

五 生鮮水産物等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

六 地方卸売市場における売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金等」という。)がある場合には、その種類、内容(交付の基準を含む。)及び額

第十九条から第二十一条までを次のように改める。

第十九条から第二十一条まで 削除

第二十七条の見出しを「(卸売業者による卸売予定数量等の報告及び公表)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 卸売業者は、第一項及び第二項の規定による報告をしたときは、速やかに、当該報告に係る事項を地方卸売市場又は当該卸売業者の主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 卸売業者は、その月の前月において収受した委託手数料の種類ごとの額及び交付した奨励金等がある場合にはその種類ごとの額(第十七条の規定による公表に係るものに限る。)をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第二十八条の見出しを「(知事による卸売予定数量等の公表)」に改める。

第二十九条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三十条に次の二項を加える。

- 3 前二項の場合を除き、地方卸売市場における売買取引に係る代金の支払の期日は、当該売買取引の当事者が合意により定めるものとする。
 - 4 前三項に規定するもののほか、取引参加者が売買取引を行う場合における支払方法その他の決済の方法は、規則で定める。
- 第三章中第三十条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の提出等)

第三十条の二 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による提出を行ったときは、速やかに、事業報告書(貸借対照表及び損益計算書が記載された部分に限る。)の写しを作成し、一年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、規則で定める正当な理由がなければこれを拒んではならない。

第四章を削り、第五章を第四章とする。

第三十九条中「卸売業者又は買受人」を「取引参加者」に改める。

第四十条中「知事は、」の下に「卸売業者又は」を、「ときは、」の下に「第六条の二の許可又は」を加える。

第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の下関漁港地方卸売市場条例第六条の二の許可を受けようとする者は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

下関漁港管理条例及び山口県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十六号

下関漁港管理条例及び山口県漁港管理条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「一月（工作物の設置を目的とする占用にあつては、五年）」を「十年」に改める。

一 下関漁港管理条例（昭和三十年山口県条例第二十六号）第二十条第三項

二 山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号）第十二条第三項

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山口県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十七号

山口県屋外広告物条例の一部を改正する条例

山口県屋外広告物条例（昭和四十一年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が公衆に対する危害を防止するため必要があると認めて指定する地域

第六条第二項後段を削り、同項第一号中「物件」の下に「で、規則で定める基準に適合するもの」を加え、同項第三号中「物件」の下に「で規則で定める基準に適合するもの」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（前項第一号に掲げるものを除く。）については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。

第九条第一項中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に改め、同条第二項中「一年」を「三年」に改める。

第十条第一項及び第十一条中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(点検義務)

第十三条の二 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、この限りでない。

2 この条例に基づく許可に係る広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件（前項ただし書の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件を除く。次項において同じ。）を設置する者又はこれらを管理する者は、前項の規定によりこれらの点検を行う場合には、法第十条第二項第三号イに掲げる者その他規則で定める者に行わせなければならない。

3 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、この条例に基づく許可（許可の更新を含む。）を受けようとするときは、第一項の規定による点検の結果を知事に報告しなければならない。

第十八条の次に次の一条を加える。

(管理者の設置)

第十八条の二 この条例に基づく許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。

第十九条第一項中「者は、」の下に「前条の規定により」を加える。

第二十条第一号及び第二十一条中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定並びに第九条第一項、第十条第一項、第十一条、第二十条第一号及び第二十一条の改正規定は、令和三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県屋外広告物条例に基づく許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、改正後の山口県屋外広告物条例第十八条の二の規定は、当該許可の期間は、適用しない。

山口県監査委員条例及び山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十八号

山口県監査委員条例及び山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(山口県監査委員条例の一部改正)

第一条 山口県監査委員条例(昭和三十九年山口県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第八条を削る。

第九条中「第九百九十九条第九項及び第十二項、第二百四十二条第三項、第四項」を「第七十五条第五項、第九百九十八条の四第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第九百九十九条第九項から第十一項まで及び第十三項から第十五項まで、第二百四十二条第四項、第五項」に、「第九章第三節」を「第八章第三節」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

(山口県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 山口県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山口県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十九号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一生見川工業用水道の項の次に次のように加える。

島田川工業用水道	下松市及び周南市
----------	----------

別表第二小瀬川工業用水道の項中「七円九十銭」を「七円八十銭」に、「六円十銭」を「五円九十銭」に、

一円三十銭	一円三十銭
-------	-------

を

一円六十銭	一円五十銭
-------	-------

に改め、同表生見川工業用水

道の項の次に次のように加える。

島田川工業用水道	基本料金	四十九円五十銭
	特定料金	基本料金の料率

別表第二周南工業用水道の項中「三十五円」を「二十二円八十銭」に、「六円七十銭」を「六円五十銭」に、「三十銭」を「五十銭」に、「四十銭」を「七十銭」に改め、同表向道・川上工業用水道の項中「四円六十銭」を「四円七十銭」に、「五円五十銭」を「五円六十銭」に、「四円八十銭」を「四円九十銭」に、「三十銭」を「二十銭」に、「一円十銭」を「一円」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一生見川工業用水道の項の次に次のように加える改正規定及び別表第二生見川工業用水道の項の次に次のように加える改正規定は、同年七月二十二日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、一四九人」を「二、〇九七人」に、「四八九人」を「四六八人」に、「二、六三八人」を「二、五六五人」に改め、同条第二号中「五九人」を「五八人」に、「六六人」を「六五人」に改め、同条第三号中「一、二六四人」を「一、二三九人」に、「一五八人」を「一五九人」に、「一、四三二人」を「一、三九八人」に改め、同条第四号中「二、九九一人」を「二、九四五人」に、「一六八人」を「一五八人」に、「三、一五九人」を「三、一〇三人」に改め、同条第五号中「五、〇八三人」を「五、〇七四人」に、「三五八人」を「三四二人」に、「五、四四一人」を「五、四一六人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十一号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第八条の二 教育委員会は、その定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

第二十条中「第七条の二」の下に「、第八条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十二号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表山口県立響高等学校の項及び山口県立豊北高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山口県卸売市場審議会条例及び山口県卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十三号

山口県卸売市場審議会条例及び山口県卸売市場条例を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 山口県卸売市場審議会条例（昭和四十七年山口県条例第一号）
- 二 山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)の項を削る。